（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正）

第四十八条　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五号中「日本中央競馬会」の下に「及び日本年金機構」を加える。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第四十九条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第四条の二」を「第四条」に改める。

第五十二条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第九十七条の次に次の二条を加える。

（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え）

第九十七条の二　法第百三条の二第二項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）
	第一項各号	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第百三条の二第一項各号
	若しくは一部	又は一部
	若しくは不適当	又は不適当
第百条の四第四項	、前項	、協定実施特例法第百三条の二第二項において準用する前項
	第一項各号	同条第一項各号
	又は前項	又は同条第二項において準用する前項
	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第百条の四第六項	、第三項	、協定実施特例法第百三条の二第二項において準用する第三項
	第一項各号	同条第一項各号
	又は第三項	又は同条第二項において準用する第三項
第百条の四第七項	前各項	協定実施特例法第百三条の二第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項
	第一項各号	同条第一項各号

（日本年金機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え）

第九十七条の三　法第百三条の三第二項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（同項において「協定実施特例法」という。）第百三条の三第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「協定実施特例法第百三条の三第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

第九十八条の見出し中「及び権限の委任」を削り、同条中「及び同令第二条第一項各号に掲げる権限並びに厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第一条第一項各号に掲げる権限」を削り、「これらの」を「同条の」に、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十九条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第五十条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）

第三条　法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　納付義務者が法第十七条第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

二　納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

三　滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している特例納付保険料及び延滞金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

（財務大臣への権限の委任）

第四条　厚生労働大臣は、法第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一　法第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百三十八条の規定による告知

二　法第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百五十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止